

清水町まち歩きアプリ導入業務委託
受注事業者募集要領

令和4年6月
静岡県清水町

1 目的

清水町では、生活習慣病の増加やコロナ禍における健康二次被害を防ぐため、運動習慣定着のための積極的な取組が必要であると考えている。

まち歩きアプリを活用し、町民が楽しみながら、一人でも気軽に運動できるウォーキングの普及とウォーキングを継続させる取組としてインセンティブを提供し、その先の健康行動へつなげることを目的とした事業を実施する。

この要領は、清水町まち歩きアプリ導入業務委託の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 業務名 清水町まち歩きアプリ導入業務
- (2) 対象者 町内在住・在勤者
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年10月31日（月）まで
- (4) 支払い限度額 4,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
（参考維持管理費）別途契約
令和4年度（10月から3月まで） 550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和5年度以降（年間） 1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 業務内容 歩数測定アプリを活用して利用者の歩数情報を収集・管理し、継続を促すためのインセンティブを提供する。詳細は、別に定める仕様書のとおり。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課

〒411-0903 清水町堂庭63-1 清水町図書館・保健センター複合施設内

清水町役場 健幸づくり課 健幸増進係（担当：大桃）

電話番号 055-981-8206（直通） F A X 055-981-3208

メールアドレス kenkouzoushin@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

5 参加資格

本募集要領による業務受託者の選定に参加できる者は、次の(1)から(5)までの参加資格要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日から選考結果が発表されるまでの間において、国及び地方公共団体から指名停止、又は、入札参加資格の取り消しなどを受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立ての事実がある等経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

6 申込み方法及びスケジュール

本プロポーザルによる受託特定までの日程は、次のとおりとする。

No.	項目	実施日
1	募集要領の公表及び配布	令和4年6月27日（月）
2	参加意向申出書等提出期限	令和4年7月11日（月）午後5時まで
3	質疑書受付期限	令和4年7月6日（水）午後5時まで
4	質疑書回答期限	令和4年7月13日（水）
5	企画提案書等提出期限	令和4年7月5日（火）から 令和4年7月19日（火）午後5時まで
6	参加辞退の提出期限	令和4年7月19日（火）
7	一次選考（書類審査）	令和4年8月5日（金）
8	二次選考（プレゼンテーション）	令和4年8月18日（木）
9	審査結果通知書の発送	令和4年8月19日（金）

7 募集要領及び提出書類様式の配布

配布期間 令和4年6月27日（月）から令和4年7月11日（月）まで

※実施要領及び様式等については、清水町ホームページからの入手を原則とする。

(<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp>)

8 参加意向申出書等の提出

(1) 提出期間 令和4年6月27日（月）から令和4年7月11日（月）まで

(2) 提出先 清水町図書館・保健センター複合施設内 健幸づくり課 健幸増進係

(3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

※郵送後は必ず健幸づくり課健幸増進係まで電話連絡すること。

※7月2日（土）は開所日、7月4日（月）は閉所日

(4) 提出書類 提出書類は、下表のとおりとする。

No.	提出書類	様式等	提出部数
1	プロポーザル参加意向申出書	様式1-1	1部
2	誓約書	様式1-2	1部
3	会社概要書	様式1-3	1部

9 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和4年6月27日（月）から令和4年7月6日（水）午後5時まで

(2) 質疑方法 「質疑書（様式第2号）」により、電子メール（ワード形式）で送信すること。また、質疑書を送付した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

(3) 回答方法 令和4年7月13日（水）を目安に、参加者全員に対して電子メールにより回答する。

(4) 質疑書における注意事項

次に掲げる事項に該当する質疑は原則受け付けない。

ア 本プロポーザル募集要領及び本プロポーザルの実施に係る内容以外の質疑

イ (1)及び(2)の事項を遵守しない質疑

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和4年7月5日（火）から令和4年7月19日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 清水町図書館・保健センター複合施設内 健幸づくり課 健幸増進係
- (3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

※郵送後は必ず健幸づくり課健幸増進係まで電話連絡すること。

※7月4日（月）は閉所日

- (4) 提出書類 提出書類は下記のとおりとする。

No.	提出書類	様式等	提出部数
1	企画提案書類申請書	様式3	1部
2	企画提案書及び添付書類	任意様式	15部 (正本1部、副本14部)
3	業務実施体制（人員体制）	任意様式	15部 (正本1部、副本14部)
4	業務工程計画（実施スケジュール）	任意様式	15部 (正本1部、副本14部)
5	業務実績表 過去に自治体のまち歩きアプリを導入した実績。（実績となるアプリ画面の写しを含む。）	任意様式	15部 (正本1部、副本14部)
6	見積書及び内訳書 (消費税及び地方消費税を含む)	任意様式	15部 (正本1部、副本14部)
7	直近2年分の納税証明		1部
8	直近2年分の決算書		1部

※ 契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない。

11 参加辞退届の提出

参加表明をした者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「参加辞退届（様式第4号）」を提出すること。

- (1) 提出期間 令和4年7月19日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 清水町図書館・保健センター複合施設内 健幸づくり課 健幸増進係
- (3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

※郵送後は必ず健幸づくり課健幸増進係まで電話連絡すること。

※7月2日（土）は開所日、7月4日（月）は閉所日

12 審査

企画提案書等に対する審査基準は、「別紙1 審査基準表」のとおりとする。

- (1) 一次選考（企画提案書による審査）

提出された書類を基に、参加資格の確認、内容審査を行う。審査に当たっては、「審査基準」に基づき、清水町まち歩きアプリ導入業務委託業者特定審査委員会（以下、審査委員会という。）により審査を実施する。

- (2) 二次選考（プレゼンテーション・ヒアリングによる審査）

提案者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。審査に当たっては、「審査基準」に基づき、審査委員会により審査を実施する。

ア 開催日 令和4年8月18日（木）

イ 開催場所 清水町役場内（静岡県駿東郡清水町堂庭210-1）

ウ 出席者 出席者は、実際に従事する担当者が同席し、3人以内とする。

エ 所要時間 時間は1提案者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

オ 実施の順番 企画提案書の受付順とする。

- カ その他
- ① 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持ち込みは認めない。
 - ② プレゼンテーションに当たって機器（プロジェクター、スクリーン及びホワイトボード）は町で用意するが、その他のものを使用する場合は、各自で用意する。
 - ③ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説明（20分）に含めないものとする。
 - ④ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

(3) 選考結果

- ア 一次選考は、書類審査により二次審査に進む5社以内を選考する。
- イ 審査委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を第1優先受託候補者とする。
- ウ 特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- エ 選考結果については、自己の結果のみを各提案者に書面にて通知する。
- オ 審査内容及び選考結果に対する問い合わせには応じないものとする。また、選考結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

13 契約の締結

- (1) 契約は、第1優先受託候補者の示した業務内容をもって協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結受託することを前提とする。
- (2) 第1優先候補者の失格が判明した場合及びその他の理由により契約締結合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて協議を行う。

14 失格条件

提案者が下記条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期限を遵守しなかった場合。
- (3) プレゼンテーション実施の際、社外の者が出席した場合。
- (4) 選考結果までに、提案者が募集要領における諸条件及び参加資格条件を満たさなくなった場合。
- (5) 提出書類等に虚偽の記載をした場合。
- (6) その他審査委員会が不適合と認める場合。

15 留意事項

- (1) 書類の作成、プレゼンテーション参加等、プロポーザル参加に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書類等の修正は原則認めない。また、審査終了後の書類の返却は行わない。
- (3) 提出期限後の著作権は提案者に帰属する。ただし、契約者選考結果の公表等において町が必要と認める用途については企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 契約者の選考にあつては提案内容を総合的に審査し決定するため事業の実施に際し、趣旨に合致しない事項等については是正を行い、提案内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 企画提案書に記載された業務担当者は、特別な理由がない限り変更は認めない。ただし、病気・死亡・退職等やむを得ない場合は同等以上の担当者を充て、町の下承を得ること。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者名等についての質問は一切受け付けない。